

令和3年度 第1回 平塚市バリアフリー推進協議会 議事録

日時：令和3年5月25日（火）10時～11時40分

場所：平塚市役所 本館7階 720会議室

議題

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 令和2年度事業実績及び令和3年度事業予定について | 【資料1】 |
| (2) 生活交通改善事業計画の承認について（UDタクシー） | 【資料2】 |
| (3) 平塚市バリアフリー基本構想の変更に係る調査結果について | 【資料3】 |
| (4) まちの点検の実施について | 【資料4】 |
| (5) その他 | |

出席者

（敬称略）

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 | |
|--------------------------------|-----------|--------|------|
| 国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局 | 首席運輸企画専門官 | 後藤 洋一 | （欠席） |
| 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 交通対策課 | 課長 | 吉野 哲也 | |
| 平塚警察署 交通第一課 | 課長 | 中村 宏 | |
| 神奈川県 平塚土木事務所 工務部 道路維持課 | 課長 | 川田 宗弘 | |
| 平塚市老人クラブ連合会 | | 井上 雄允 | |
| 平塚市障がい者団体連合会 | | 前田 美智子 | |
| 平塚市自治会連絡協議会 | | 渡辺 光男 | |
| 平塚市民生委員児童委員協議会 | | 森山 昭夫 | |
| 平塚商工会議所 | 常議員 | 菅沼 久志 | |
| 平塚市商店街連合会 | 会長 | 常盤 卓嗣 | （欠席） |
| 平塚市社会福祉協議会 | 常務理事兼事務局長 | 高橋 勇二 | |
| 神奈川県立 平塚盲学校 | 副校長 | 岡本 克己 | |
| 平塚市バリアフリー基本構想策定時の公募委員 | | 遠藤 和子 | （欠席） |
| | | 山上 徳行 | （欠席） |

| | | | |
|-------------------------------|----------|--------|------|
| 東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 総務部 企画室 | 副課長 | 仲手川 仁志 | (欠席) |
| 神奈川中央交通株式会社 運輸計画部 計画担当 | 課長 | 佐藤 勝太 | |
| 神奈川中央交通西株式会社 平塚営業所 | 所長 | 細谷 敏行 | (欠席) |
| 一般社団法人神奈川県タクシー協会 相模支部平塚地区会 | 事務局長 | 河原 貴治 | |
| 平塚市 まちづくり政策部 | 交通政策担当部長 | 森 直毅 | |
| 平塚市 道路管理課 | 課長 | 熊澤 栄一 | |
| 平塚市 道路整備課 | 課長 | 小長井 大作 | |
| 平塚市 みどり公園・水辺課 | 課長 | 青木 繁 | |
| 平塚市 総合公園課 | 課長 | 小嶋 賢司 | |

【事務局】

| 所 属 | 氏 名 |
|-----------|--------|
| 平塚市 交通政策課 | 森 好宏 |
| | 長谷川 昌章 |
| | 石上 晃 |

(1) 令和2年度事業実績及び令和3年度事業予定について【資料1】

【資料1】を用いて、補足説明等を行いながら、質問や意見交換。

※令和2年10月に開催した平塚市バリアフリー推進協議会で、令和3年度以降の平塚市バリアフリー基本構想に基づく事業計画継続の承認が得られたため、進捗状況の報告を行った。

○ **公共交通特定事業**

【座長】

公共交通特定事業に関して、事業者から補足説明がありましたらお願いします。

(鉄道事業)

【事務局】

本日、鉄道事業者のJR東日本様にご欠席のため、事務局にて報告します。鉄道事業は事業計画が3つあります。

まず、1番目の定期的なバリアフリー設備の点検については、事業量、年12回に対し、令和2年度の事業実績として、予定どおり月1回(年12回)の昇降設備(エレベーター、

エスカレーター)の法令点検が実施されました。令和3年度も月1回(年12回)の法令点検を実施予定です。次に、2番目のバリアフリーやサービスについての勉強会等になりますが、こちらは事業量、年12回に対して令和2年度の実績としては、平塚駅サービス勉強会を予定どおり年12回実施されています。令和3年度も年12回実施予定です。最後に3番目のサービス介助士の資格取得の推進になりますが、平塚駅社員で8名の方が資格取得をされました。上半期4名、下半期4名です。令和3年度も平塚駅社員のサービス介助士資格取得の推進を目標に掲げられています。

(バス事業)

【構成員】

当社も3つ目標を掲げています。まず、1番目のノンステップバスの導入について、新型コロナウイルス感染症の影響で設備投資が凍結し、全体的に経費を圧縮する必要があったため、昨年度はノンステップバスの導入が一切行えず、今年度に関しても導入予定はありません。ただし、こちらの事業に関して、平塚営業所のノンステップバスの車両数の比率が75.5%と目標値の70%を超えているため、事業が完了となっています。次に、2番目の利用環境の向上について、昨年度は事業を実施できなかったため、今年度については少しでも実施できるよう検討を進めていきたいと考えています。最後に3、4番目の社員教育の実施について、毎月、従業員に月次教育を行っていて、令和2年度は12回実施しました。令和3年度も引き続き月1回の月次教育を実施予定です。

(タクシー事業)

【構成員】

タクシー事業になりますが、1番目のUDタクシーの導入について、昨年度は2台導入しています。神奈中タクシーで導入した日産セレナは、後ろがスロープになっていて、後ろから車椅子の方が直接お乗りになれる車両です。また、神田交通で導入したトヨタジャパンタクシーは、横ドアから車椅子の方が直接お乗りになれる車両です。また、令和2年度の欄には平塚市内事業者8社と記載していて、令和3年度事業予定の欄には7社と記載していますが、これは神奈中ハイヤーと相模中央交通の2社が合併し、神奈中タクシー株式会社という会社名となりましたので、平塚市内事業者は現在7社となります。令和3年度の事業予定になりますが、今回の議題(2)の生活交通改善事業計画において、神田交通にてトヨタジャパンタクシーを1台導入する予定です。続いて、2、3番目の情報の共有、各社の連携、乗務員教育の実施について、昨年度、毎月1回の法令の乗務員教育が実施され、平塚地区会の管理者の集まりを昨年度も開催しています。令和3年度も月1回の開催を予定しています。

【座長】

公共交通特定事業に関して、何かご意見、ご質問はありますか。

(意見なし)

○ 道路特定事業

【座長】

道路特定事業に関して、事業者から補足説明がありましたらお願いします。

【構成員】

平塚土木事務所になります。資料1に記載の県道606号(大島明石)と県道608号(平塚停車場袖ヶ浜)の事業は完了していますが、道路はずっと使い続けますので、維持管理をしていかなければなりません。道路上で不具合があれば、お声掛けいただければと思います。

ここで、昨年度実施した県道61号(平塚伊勢原)の平塚盲学校の西側の工事についてご紹介します。電線を地下に収める、いわゆる無電柱化の事業を行っており、舗装工事とともに、横断歩道を一緒に直していく中で、昨年もお好評いただいたエスコートゾーンを設置したところです。

工事の調整時のエピソードですが、平塚盲学校の先生から「点字ブロックは生徒さんにとって必要なものですので、なるべく普段と同じ状況にしてもらいたい」というお話がありました。点字ブロックの施工は、舗装をした後に帯状のマークみたいなものを貼ります。接着剤等が馴染むように舗装工事から1、2日ほど時間をおいて、点字ブロックの施工を行います。生徒さんにとっては、「1日でも点字ブロックがなくなると困る」ということで、仮設の点字ブロックを設置しました。

また、歩道上の車止めの工事もしました。生徒さんたちの利用実態を考えると、なるべく従前と同じ位置に戻すところですが、やむを得ず車止めの位置を動かすこととなりました。そこで、車止めの位置が変わったことを先生方から生徒さんに伝えていただき、安全に歩くことができるよう配慮をいただいたとのことでした。

平塚市では「心のバリアフリー」を推進していることから、周りの方が伝えていただく、教えていただくようなやりとりができれば、少しずつ皆が使いやすくなっていくのかなと思います。

【座長】

道路特定事業に関して、何かご意見、ご質問はありますか。

【構成員】

崇善地区において、昔の市民センターのところになりますが、現在、文化センターの工事が行われています。電柱のケーブルを地下に通すような話を聞きましたが、実際にそういう形になるのでしょうか。

【構成員】

ご質問の場所は平塚市の見附町になりますが、昔あった市民センターを建て替える形で市の方で執り行っている事業の一つです。道路整備課では、バス通りである東海道本通りの一部区間の電線地中化工事を始めていく準備をしています。一部区間というのは、市民プラザの交差点(中央地下道と東海道本通りの交差点)から西側に向かって文化セ

ンターまでの区間になります。なお、歩道部が北側と南側にあり、まずは北側の電線地中化工事を令和3年度に実施します。南側は令和7年までの5年間の計画で取り組んでいく予定です。

【構成員】

電線地中化工事の範囲になりますが、西側は八間通りまで延ばす予定はありますか。

【構成員】

東海道本通り西側の八間通りまでの区間について、具体的に何年にどこまで整備するといったところまでは至っていませんが、構想としてはあります。なお、関係部署としては、文化ホールは市の都市整備課、東海道本通りは市のまちづくり政策課となりますので、庁内連携して検討していくこととなります。

【座長】

その他に何かご意見、ご質問はありますか。

【構成員】

平塚市の道路管理課です。4ページの事業名13番の後谷八幡裏線になりますが、④の歩道舗装打換えについて、72m実施しました。具体的な場所が、9ページの図面になりますが、江陽中学校の道路を挟んで反対側、南側の歩道にR2、72mと書いてある箇所です。工事は歩道部で滑面平板といって滑りやすい平板ブロックがありまして、そちらを撤去し、コンクリートとアスファルトの舗装で72m分復旧しています。こちらの箇所は整備完了となります。

【構成員】

平塚市の道路整備課です。同じく、5ページの事業名18番の須賀久領平塚中学校線の補足になります。詳細は10ページになりますが、令和2年度の取組として、440mの誘導ブロックを設置しました。場所は、平塚駅の南側で自動車運転教習所付近、国道129号西側の歩道付きの道路になります。こちらの箇所は整備完了となります。

【座長】

その他に何かご意見、ご質問はありますか。

【構成員】

障がい者団体連合会になります。先ほどの市民プラザから西側の文化センターまでの電線地中化工事が今年度までということでしたが、市民活動センターを利用している方がいますので、工事のときはご連絡をいただけるのでしょうか。

【構成員】

工事の際は、周辺の方々等を含めてご連絡しますが、会長さんへのご連絡でよろしい

でしょうか。

【構成員】

協会を通じてもよいですが、直接のほうが早いと思います。

警備員さんが立ってくださるだろうとは思いますが、いきなり工事の音がするとやはり足が止まってしまいます。事前にご連絡をいただければ工事をしていることが分かりますのでよろしくをお願いします。

○ **都市公園特定事業**

【座長】

都市公園特定事業は完了していますが、何かご意見、ご質問はありますか。

(意見なし)

○ **交通安全特定事業**

【座長】

交通安全特定事業に関して、事業者から補足説明がありましたらお願いします。

【構成員】

交通安全特定事業の②違法駐車追放強化期間の実施になります。県警のホームページに駐車監視員活動ガイドラインがありまして、こちらは県下の該当する警察署の取組を公表していますので、是非、ホームページをご覧くださいと思います。なお、今回、聖火リレーが6月28日に実施される予定ですので、平塚駅南側の須賀地区を追加しています。

【座長】

交通安全特定事業に関して、何かご意見、ご質問はありますか。

(意見なし)

○ **その他の事業**

【座長】

その他の事業に関して、事務局から補足説明がありましたらお願いします。

【事務局】

まず、資料の7ページになりますが、「平塚駅周辺の移動円滑化」について報告します。こちらは市の都市整備課が事業の所管課であり、平塚駅北口の改札階とバス乗り場などの地上階との移動円滑化の取組になります。現在設置されているエスカレーターは上りのみとなっていますが、利便性向上のため、下りエスカレーターの整備に向けて、施設管理者と協議を重ねています。現在の予定では、令和3年度に工事着手し、令和4年度中の完成を目指しています。また、エレベーターによる移動円滑化について、ラスカ内西側の駅前窓口センターの付近になりますが、こちらにあるエレベーターの使用や、エ

エレベーターと改札までの経路において、バリアフリーに配慮した段差解消などの整備を行うため、施設管理者との協議を進めており、令和3年度中の完成を目指しています。なお、ラスカ内に駅前窓口センターが開設されていますので、窓口センターの開設時間に合わせて、9時から20時までの時間帯でエレベーターが利用できるよう調整しています。また、始発から終電までの利用についても協議しています。

続きまして、「心のバリアフリー」の取組について、「①「障害者週間」キャンペーン事業の実施等」は市の障がい福祉課が所管課になりますが、令和2年度は、3回の事業予定に対して予定どおり事業が実施されました。4月「発達障害啓発週間」、7月「ともに生きるかながわ推進週間」、12月「障害者週間」が実施されています。

次に、「②疑似・点字・誘導体験の実施」は市の福祉総務課が所管課になりますが、令和2年度は、年100回の事業予定に対して、新型コロナウイルス感染症の影響で体験依頼が減少したため、年39回の実施となっています。令和3年度は、依頼時に感染症対策を実施し、年100回の実施を予定しています。提案として、車いす・疑似・点字・誘導・手話・盲導犬・車いすバスケット・当事者の講話等の実施を検討予定です。

続いて、8ページの「心のバリアフリー」の取組になりますが、「①心のバリアフリーについてのチラシ発行」は市の障がい福祉課が所管課になりますが、令和2年度は、年1回の事業予定に対して、予定どおり事業が実施されています。また、令和3年度の事業予定は、パネル展の開催、福祉ショップ「ありがとう」を通じた取組、冊子等を活用した周知啓発を通じた取組を予定しています。

次に、「②生活関連施設等のバリアフリー情報の発信」と「③バリアフリーマップの作成」について、昨年12月に開催された共生社会のイベントでのバリアフリーマップの配布や、市のウェブサイトにはバリアフリー情報を掲載しました。令和3年度以降も施設の更新等がありますので、適宜更新していく予定です。なお、補足ですが、共生社会のイベントで心のバリアフリーに関するアンケート調査を実施しました。バリアフリーの用語の認知度になりますが、回答者75人のうち5割以上が「心のバリアフリーを知っている」という回答結果でした。また、心のバリアフリーを広めていく取組として、「広報啓発活動の継続的な実施」や「学校教育での心のバリアフリーが重要である」と回答された方が5割以上と比較的多く、今後、基本構想の改定作業において参考にしていきたいと考えています。

【座長】

その他の事業に関して、何かご意見、ご質問はありますか。

【構成員】

放置自転車の撤去について、昨年ほどのくらいあったのでしょうか。

【事務局】

今資料を持ち合わせていませんので、放置自転車撤去の具体的な数値は後日お知らせしますが、前年度より撤去台数は減っています。テレワークなどで自転車利用が減少していることも原因の一つではないかと思えます。

【構成員】

心のバリアフリーについて、東京ではコロナ禍で声掛けが少ないというのが私たちの中では結構聞かれています。平塚はその点ではあまりそういう話は聞きません。実際に私も歩いてみて方向を間違えてしまうと、声掛けをよくしてくださっていて、先ほどのアンケートの5割以上というのは正しいのではないかと思います。それから、駅のエスカレーターになります。今度利用できるエレベーターの場所は私も確認しましたが、エスカレーターはどのあたりに設置するのでしょうか。

【事務局】

上りエスカレーターは、平塚駅北口ロータリー側の地上階から改札階への階段を上る方向に対して左側に設置されていて、今後設置予定の下りエスカレーターは階段の中央付近の柱から西側といった情報を受けています。

【構成員】

エスカレーターには確か音声案内があったと思いますが、誘導ブロックについては、おそらく階段の中央付近ですとわかりにくくて危険ではないかと思えます。上りエスカレーターの反対側に下りエスカレーターを設置してもらおうほうがよいと思いますが、平塚盲学校の先生はどう感じられていますか。

【構成員】

具体的な設置場所は、まだこちらにも情報はないので何ともいえませんが、いずれにしても何らかの形でアプローチしやすいルートを作ってもらいたいと思っています。

【構成員】

広いスペースの真ん中に誘導ブロックを作るよりは、隅の方がわかりやすいと思います。早めに当事者との話をしてもらおうようお願いします。他の方はまた違う感覚があるかもしれませんが、おそらく真ん中に行くというのは歩きにくいので担当部署にお伝えください。設計してしまっていて、どうしても変えられないという話であると、また考えないといけないと思っています。

【事務局】

今のご意見について、所管は市の都市整備課となりますので、再度、調整を図るようお伝えします。

【構成員】

高齢者は階段を上るよりも下るときの方が怖いというのがあって、ほとんどの人がそういう感覚を持っていると思います。怪我をするのは下りるときの方が多いため、下りのエスカレーターができると大変助かります。

【座長】

ご意見ありがとうございます。その他に何かありますでしょうか。
また、お気づきの点がありましたら、事務局へご連絡をお願いします。

(2) 生活交通改善事業計画の承認について（UDタクシー）【資料2】

【資料2】を用いて、補足説明等を行いながら、質問や意見交換。

【事務局】

資料2の生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備化事業）について、先ほど事業の進捗状況でも報告がありましたが、神田交通様にて国の補助金を活用してUDタクシー1台を導入する計画があります。事業の負担割合について、総事業費340万円に対して、国費が60万円、市費が15万円を補助する計画としています。今回の協議会でご承認を得て、事業を進めてもらいたいと考えています。

【座長】

生活交通改善事業計画について説明がありましたが、何かご意見等がありますか。
(異議なし)

【座長】

それでは協議会で承認を得られましたので、事業者にて手続を進めてください。

(3) 平塚市バリアフリー基本構想の変更に係る調査結果について【資料3】

【資料3】、【資料3別紙1】、【資料3別紙2】、【資料3参考資料】を用いて、補足説明等を行い、質問や意見交換。

【座長】

平塚市バリアフリー基本構想の変更に係る調査結果について、まず、資料3と資料3別紙1の説明と質疑応答を行います。その後、資料3別紙2の説明と質疑応答を行います。それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

ここからの議題は基本構想の改定作業に関わる内容となります。資料は先の3月に実施した事業者への調査結果を取りまとめたものです。

資料3について、1の概要になりますが、バリアフリー法及び基本方針の改正を踏まえ、バリアフリー法の目標値に対する実施状況を資料3別紙1に、基本構想に掲げる事業の変更案を資料3別紙2にまとめています。検討スケジュールになりますが、今回の協議会で、別紙1及び別紙2の調査結果を確認した上で、今後、事業者と基本構想の変更案を調整します。令和3年度下半期は、協議会での確認やパブリックコメント手続き

等の実施を検討し、令和4年3月に基本構想の改定及び事業計画の変更を行いたいと考えています。

資料3別紙1について、バリアフリー法に基づく基本方針には、バリアフリーの項目に対して、2025年度（令和7年度）までの目標値が掲げられています。今回、新たに位置付けられた目標値は、鉄道駅の案内設備、バスターミナルの案内設備、信号機等の音響機能付加信号機、エスコートゾーン、心のバリアフリーがあります。そして、上方修正された目標値は、ノンステップバスの80%、福祉タクシー車両の約9万台（県内約25%）となります。続いて、各事業者のバリアフリーの実施状況になりますが、一部、鉄道駅のホームドアや可動式ホーム柵は、今後の基本構想への位置付けを検討する予定です。鉄道車両、乗り合いバス車両のリフト付きバス、貸切車両は、広域的な利用がされ市内に限定される設備ではないため、現況の基本構想と同様、今後の基本構想への位置付け予定はありません。都市公園の目標値は、現在、基本構想に掲げる都市公園特定事業は完了していますが、ここで国の目標値が新たに示されましたので、そこを踏まえて今後の位置付けを検討する予定です。最後に、心のバリアフリーの用語の認知度は約50%になりますが、全ての事業に共通する項目であり、用語の認知度を高める取組を検討しながら、基本構想の改定作業を進めていく予定です。

【座長】

資料3の平塚市バリアフリー基本構想の変更に係る調査結果について、何かご意見ご質問はありますか。

（意見なし）

【座長】

基本構想の変更案を作成する上で、まずは国の目標値に対する実施状況が確認できました。続いて、資料3別紙2の基本構想に掲げる事業の変更案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

まず、基本構想に基づく事業計画について、国の目標値が令和7年度となりますので、こちらに合わせて、事業期間を令和4年度から令和7年度としています。表記は、前期、後期、継続とし、前期は令和5年度まで、後期は令和7年度まで、継続は令和8年度以降も継続としています。

次に、公共交通特定事業について、鉄道事業、バス事業、タクシー事業になりますが、基本的に現行の基本構想を継続する考え方から、事業内容及び事業計画は変更なしとしています。また、バス事業とタクシー事業の車両の事業量は、先ほどの国の目標値を考慮して検討していく内容ですが、現段階の標記は「未定」としています。

続いて、道路特定事業になりますが、こちらは国道、県道、市道とあり、国道は引き続き事業を継続する考え方とし、事業内容は変更なしとしています。また、県道と市道の整備完了路線は、維持管理を行う方向性です。なお、注釈2に記載していますが、維持管理の記載内容の案として「平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、

街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持管理に努めます。」としています。都市公園特定事業は、平塚市総合公園と湘南海岸公園が対象となりますが、事業の変更案について「園内のバリアフリーに関する施設の点検を随時行い、適切な維持管理に努めます。」としています。交通安全特定事業は、現行の基本構想を踏襲し、引き続き事業を実施していく内容としています。教育啓発特定事業は新規事業となりますが、その事業案は「福祉教育の充実」とし、「児童生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体を通して、福祉についての理解や関心を深め「心のバリアフリー」を推進します。」としています。最後に、その他の事業になりますが、こちらも基本的に現行の基本構想を踏襲し、事業を実施していくものとします。

【座長】

基本構想に掲げる事業の変更案について、何かご意見ご質問はありますか。

【構成員】

交通安全特定事業の「交差点横断における安全性の確保」の事業内容に「音響式信号機等の設置について必要性を検討し、また設定済の箇所は、適正に保守管理できるよう関係機関と調整を図ります。」との記載がありますが、例えば、平塚盲学校の関係で言うと、平塚ろう学校前交差点の音響式信号機は早朝と夜間に音が出ていなくて、朝は7時からではないとその音が聞こえない状況です。早朝、夜間は周囲のマンションなどへの配慮から音を鳴らさないようにしていると思われそうですが、音響式信号機はタイマーをセットする形で運用されているものなのでしょうか。

【構成員】

音響式信号機は地域住民の居住空間に設置されているものですので、地域の実情に応じて時間を制限している場合があります。ご要望として具体的にはどのようなものなのでしょうか。例えば、24時間、音を鳴らしてほしいということでしょうか。

【構成員】

具体的な要望としてここで挙げていいのかわかりませんが、7時前に横断歩道を渡る際にとっても怖いという声が挙がっています。その時間に通行するのは教員になりますが、視覚障がいのある教員もいますので、7時前に出勤するときに音のない信号交差点を渡らなければならない場合に、車の音だけで判断して長い横断歩道を渡らなければならないことにすごく不安を感じています。ただ、24時間というのも確かにどうなのかとは思っています。例えば、渡るときにだけボタンをタッチするとその時だけ青信号と同時に音で知らせてくれるという限定的な運用ができる仕組みはあるのでしょうか。

【構成員】

感知器によって限定的な運用ができるという話を聞いたことはありますが、詳しくは確認する必要があります。音響式信号機の時間としては、例えば、朝は6時ごろから先生方が利用なさるといったイメージで、そのニーズを先生と調整させてもらうのがよろし

いのか、それとも何か機器があつて信号機の改良を含めてできるのかになりますが、即効性があるのは音響式信号機の時間を少し延長させた方だと思います。

【構成員】

音量について、その時間帯だけ音を絞るという細かい設定はできるのでしょうか。

【構成員】

そのあたりも含めて機器が精密に制御できるかといことを確認します。また、ニーズとして、朝6時頃から夕方は19時頃までおそらく平日といったところでしょうか。

【構成員】

勤務のときに必要になりますので、平日というところですか。音が鳴っていないときにどう対応できるのかが、大きな不安材料です。

【構成員】

そちらについては持ち帰り検討し、改めてご連絡します。

【構成員】

音響式信号機について、最新のものではスマホで確認できるものがあります。神奈川県内でも試験的につけているところがあつて、そのうちに主流になってしまうのかなと思っています。まだ、その信号機を使ったことはありませんが、話によるとスマホから音が流れたときに渡る方向がわかりにくいので危険だという声もあります。ただ、慣れている方たちは便利と言っている人もいなくはありません。

また、先ほどの発信機で音の鳴る信号機については、埼玉県にあるのを聞いたことがあります。住民からの苦情も少ないし、視覚障がいのある者も渡るときだけ使えていいと思います。「今、青になりました。」という信号機について、狭い交差点はそれでも渡れますが、広い交差点は「青になりました。」で渡りはじめて行きつく先がどこかわからないと、交差点の真ん中に出てしまったということがあったので、「青になりました。」というのが使いにくいなと思いつつ、音が鳴らないよりはいいかなと思って利用はしています。市役所の受付でもボタンを押すと連絡が入って係の方が出てきてくださるようになっていて、「ここは市役所です。」などの声ができるようになっています。信号機も音を鳴らして渡れたほうが、高齢者も使いやすく便利だと思います。

【座長】

ご意見ありがとうございました。また、事務局からは基本構想の変更案の全体の方向性について説明がありましたが、何かご意見・ご質問はありますか。

【構成員】

道路特定事業の関係になりますが、普段歩いていますと、点字ブロックが割れていたり、剥がれていたりしているところがあります。車の出入口では特に破損がひどい場合

がありますので、そのあたりを踏まえて点検や改修をお願いしたいと思います。

【構成員】

今のご意見に関連して、点字ブロックと街路樹の関係になりますが、街路樹も立派に育つと点字ブロックに段々と近寄ってきて、盛り上がってくるようなところも中にはあります。また、木が生い茂って、そのまま点字ブロック沿いに歩くと支障が起こる場合もあります。点字ブロックと街路樹の取り合いと言いますか、実際に視覚障がいのある方が歩いてみたときに、その街路樹がどう影響するということ踏まえて、剪定の時期などに配慮してもらえるとよいかと思います。

【構成員】

貴重なご意見ありがとうございます。平塚市道の管理者となりますが、できればその具体的な場所がわかると対応がしやすいので、全部まとめてなくても結構ですので、該当箇所を教えてくださいと大変助かります。

【構成員】

平塚土木事務所です。県道を管理していますが、今のお話で目が不自由な方も、高齢者の方や小さなお子さん、ベビーカーを使う方など、いろいろな方が道路を使われますので、破損している箇所や不具合があるときには、具体的に情報を入れていただく方がこちらでも対応しやすいというのがあります。バリアフリーの計画にも書いてあるとおり、これからも維持管理をしっかりやっていくことはメッセージとして出していますし、当然やっていくべきことですので、何かお気づきになったときはその都度ご連絡をください。ただ、予算ごとなので、すぐにできるとか、大規模にできるとかは、予算と相談しながらという制約はありますが、なるべく通常では対応していきたいと思っています。また、何かの形で事務局に言っていただいても結構ですし、こういった場でも連携させていただいているので、そういった情報をいただければと思います。

【構成員】

歩いているとき、個人のお宅の木が道路にはみ出ていることがあります、心のバリアフリーにそういったことを書いたら、見る方も気付いてくださると思います。

【構成員】

道路を使われる方の中には、いろいろな方がいられて、例えば、住宅の広告のようなもので、カラーコーンが置いてあったりして、パトロールで発見したときは、撤去することがあります。あとは、今お話しがあったような個人のお宅の植木については、家の前を少しきれいになりたいんだという趣旨で手を入れられている方もいられて、そういったときに不具合があるところは、道路であれば配慮していただくようにお伝えしています。やはり心のバリアフリーという言葉がありますが、少しお話して気づいてもらうことが必要だと思います。

【座長】

その他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

基本構想に掲げる事業の変更案の方向性について確認できましたので、今後、事務局と事業者で調整をお願いします。

（４）まちの点検の実施について【資料４】

【資料４】を用いて、補足説明等を行いながら、質問や意見交換。

【座長】

まちの点検の実施について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

まず、１の概要になりますが、前回協議会のご意見を踏まえ、福祉会館から市民プラザまでの南北の経路である海岸南中線について、基本構想の生活関連経路に新たに位置付けるため、まちの点検を実施します。

次に、実施スケジュールになりますが、まず、今回の協議会で、まちの点検の実施計画の案を確認し、６月に施設設置管理者（道路管理者及び交通管理者）と事前の現地調査を行い、点検ポイントを確定します。併せて、施設利用者（各種団体等の構成員）の方々に、まちの点検の開催案内と出欠席のご連絡をします。続いて、７月にまちの点検の実施計画を確定し、現地調査の実施と意見照会を行う予定です。なお、各種団体等の構成員の方は、老人クラブ、障害者団体連合会、自治会連絡協議会、民生児童委員協議会、平塚商工会議所、商店街連合会、社会福祉協議会、平塚盲学校、公募市民の構成員の皆様とし、ご都合のつく中でご出席をお願いしたいと考えております。

（※詳細は「まちの点検（現地調査）（案）」のとおり）

【座長】

まちの点検の案に関して、何かご意見、ご質問はありますか。

【構成員】

７月のいわゆる真夏の午後ということで、いろいろ工程があると思いますが、可能であれば午前中の方が皆様のご負担にならないと思いますので、そこは少しご検討をお願いします。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。午前中の時間帯も視野に検討していきたいと思っております。

【座長】

よろしいでしょうか。調査日程・ポイントについて、事務局と施設管理者で調整をお願いします。まちの点検の実施は、天候やコロナ禍の状況に注意しながらお願いします。

(5) その他

【座長】

その他について、事務局から何かありますか。

【事務局】

この4月と5月に、点字ブロックの関係で市民から問い合わせがありましたので、情報共有させていただきます。まず、1点目に平塚駅北口ロータリーのバス乗り場付近の点字ブロックについてですが、2番、3番、4番のバス乗り場付近で、場所を細かくお伝えしますと、平塚駅から北に向かって駅前通り線西側の歩道で、みずほ銀行前が2番乗り場、都まんじゅう前が4番乗り場となります。ここで、バス待ちの方の列が点字ブロックの上に並んでしまって、視覚障がいのある方の通行の支障になったという情報がありました。続いて、2点目に平塚駅南口ロータリーの南口階段から正面噴水広場に向かう横断歩道の点字鉈について、こちらが老朽化で破損・紛失し、通行されていた視覚障がいのある方が方向を見失ってしまったという情報がありました。3点目に平塚駅の改札口と南口へ向かう通路になりますが、こちらの通路で歩行者が広がって歩いているとき、点字ブロックの上を歩いてしまうので、この点字ブロックが必要な方の役に立ってないのではないかというご意見がありました。

これまでの取組としては、バス事業者によるバス乗り場の誘導対策として、点字ブロック上に並ばないような啓発の貼り紙や、鉄道事業者による声かけサポート運動の実施などの取組がされてきた経緯があります。

今回、皆様との意見交換を考えておりますので、何かご意見があればお願いします。

【座長】

点字ブロックについて、いろいろとご要望が寄せられていますが、お集まりの皆様の中で何かお気づきのことや、ご意見、ご質問はありますか。

【構成員】

2点目の平塚駅南口の横断歩道上の点字の鉈について、こちらは交通管理者として設置した記録はないのですが、ただこういう状況ではありますので当署としては早急に対応できるように、一般市道になるかと思っておりますので市の担当の方と検討しながら、早急に対応できるようにしていきたいと思っております。

【事務局】

今、ご意見いただいた内容になりますが、昔、車道上では点字ブロックが破損してしまうので、こういったステンレスの製品を使っていたという時期がありました。

現状はエスコートゾーンが設置されていますので、なかなかこの鉈を補修することについて製品がもう残っていないと思われまので、現状での復旧は難しいと考えています。よって、エスコートゾーン等の対応で、道路管理者や底地の管理者と調整していきたいと考えております。

【構成員】

平塚駅南口ロータリーの管理について、JR東日本さんがこの横断歩道の当該部分を管理していると認識していますが、市の道路管理課の管理であれば市で対応しますし、そうでなければ市で対応できない部分があるかと思しますので、管理区分はよく確認させてください。

【構成員】

1番目の、バスの乗り場の点字ブロックに関して感謝申し上げたいことがあります。本校は7番乗り場の共済病院前を通る路線バスを利用して、朝になると平塚中等教育学校の生徒さんも多く利用されるので、かなりの人数が行列をつくりますが、7番乗り場で乗車する平塚盲学校の生徒あるいは教職員は優先的にその列に並ばないでも直近の点字ブロックからバスに乗車させていただいています。

ただ、今年に入ってから、平塚中等教育学校の生徒さんの列がすごく長くなってしまったので、行列のガイドラインの黄色いテープを神奈中さんで貼っていただいたのですが、点字ブロックを跨ぐように当初作られてしまったので、乗降する際に差し支えが出てしまって、そこで、神奈中さんにお電話しましたら、すぐに誘導ブロックを外した形にテープを貼り直す対応をしていただけました。おそらく最初は、長く行列をまわした方がコントロールできるというところでそうされたと思いますが、実際に行ってみて、そういう差し支えが出たときに、当事者からの話にそうでしたかと言うことで、すぐに対応して、うまく行列を迂回させるように作られ、その後のスムーズな乗降ができるようになりました。

やはり、一番いいのは最初からそうできているといいのですが、実際そこまで気がつかないことも多くあると思います。やってみて初めて支障が出てくることも、たくさんありますが、そういうときにすぐその声に対応してくださるってということがとてもうれしかったですし、そういうやりとりが今後もできるといいなと思います。クレームとか苦情ということではなくて、気がついたものが情報として伝えたとき、すぐ対応していただけるというやりとりができていくと、理想的なバリアフリー社会になると思います。また、一方的な当事者からの苦情っていう形だけだと、言うのもどうかなっていう時が出てきてしまいますし、気が付いたことを情報提供できるというやりとりが、心のバリアフリーにも繋がっていくのかなと感じたので、例としてご報告しました。

【座長】

よい事例をご報告ありがとうございました。この情報を共有させていただきたいと思います。先ほどはハード面での話でしたが、心のバリアフリーで解決できることもありますので、次の基本構想には心のバリアフリーというのを重点的に取り入れていく必要があると思います。その他にご意見、ご質問はありますか。

【事務局】

一旦この場の総括になりますが、この協議会を通じて、道路管理者、交通管理者、施

設管理者、交通事業者と連携し、対策を継続実施していきたいと思います。また、今後、心のバリアフリーの取組として、利用する方にさらなる理解を深めてもらうことが重要と考えています。健常者の方も、歩道上の点字ブロックの上を歩いてはいけないということではありませんが、ただ、周りに点字を使って歩かれている視覚障がいのある方などに気づいたら速やかに譲るというところで、心のバリアフリーを健常者の方にも周知していかなければならないと思っています。また、これまで鉄道事業者やバス事業者の取組と併せて、今回お配りしたバリアフリーマップの周知や、福祉部局で取り組んでいる、心のバリアフリーの冊子の周知など、継続実施しまして、これから位置付けを行う教育啓発特定事業の学校関係者への心のバリアフリーの周知も含めて取り組んでいき、今後も高齢者や障がい者等にやさしいまちづくりを進めていきたいと考えております。

【座長】

全体として、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【事務局】

先ほどご質問のあった放置自転車の撤去台数ですが、情報が入りましたので過去5年間で申し上げます。

平成28年が自転車2190台、29年が2207台、30年が2044台、令和元年度が1896台、令和2年度が878台となり、年々減少しております。毎年10月に定点調査で放置自転車台数を調べていますが、この台数も年々減っております。平成28年が103台、29年が99台、30年が49台、令和元年が31台、令和2年が21台と減少傾向にあります。

【座長】

その他に何かありますか。無いようですので、以上で議題を終了します。進行を事務局にお返しします。

【事務局】

今後の予定になりますが、直近ではまちの点検を実施しますので、道路管理者と交通管理者の方には、まちの点検の事前調整をさせていただきます。また、まちの点検の対象となる構成員の皆様には、別途開催案内をさせていただきますので、通知がきましたら、出欠席のご報告をお願いします。

次回の協議会になりますが、令和3年10月の開催を予定しています。9月上旬には開催通知を送付できると思いますので、日程の調整及び出欠のご報告をお願いします。

以上